

綾瀬市学校災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育の円滑な運営を図るため、綾瀬市立の小学校又は中学校(以下「学校」という。)に在学する児童若しくは生徒が学校の管理下において災害を受けた場合に学校災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「学校の管理下」とは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に関する省令(平成15年8月政令第369号。以下「政令」という。)第5条第2項に規定する場合をいい、「災害」とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 児童又は生徒の負傷でその原因である事故が学校の管理下において発生したものの
- (2) 学校給食に起因する中毒その他児童又は生徒の疾病でその原因である行為が学校の管理下においてなされたもの
- (3) 第1号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害
- (4) 児童又は生徒の死亡でその原因である事故が学校の管理下において発生したものの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がこれに準ずるものとして認めるもの
(見舞金の支給)

第3条 見舞金は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に、災害を受けた児童又は生徒の保護者に対して支給するものとする。

- (1) 医療見舞金 児童又は生徒が学校の管理下の災害により負傷し、若しくは疾病にかかった場合で、別表の医療見舞金の項に掲げる事項に該当するとき。
- (2) 障害見舞金 児童又は生徒が学校の管理下の災害により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷若しくは疾病が治った場合において存する障害のうち、別表の障害見舞金の項に該当するとき及び教育委員会が特に必要と認めたとき。
- (3) 死亡見舞金 児童又は生徒が学校の管理下の災害により死亡したとき。
- (4) 特別見舞金 災害の発生状況、因果関係、入通院状況、身体障害状況等を総合的に勘案し、教育委員会が特に必要と認めたとき。

(見舞金の額)

第4条 見舞金は、次の各号に定める額とする。

- (1) 医療見舞金 3万5千円以内
 - (2) 障害見舞金 15万円以内
 - (3) 死亡見舞金 10万円以内
 - (4) 特別見舞金 20万円以内
- (支給制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 故意に負傷疾病又は障害の程度を高めたと認められるとき。
 - (2) 第三者が災害について損害賠償を行うとき。
 - (3) 災害の原因が風水害、震災その他非常災害により発生したとき。
 - (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。
- (支給申請)

第6条 学校長は見舞金の支給事由が生じたときは、速やかに学校災害見舞金支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請をするときは、必要に応じ保護者から医療機関等の診断書等を提出させ、申請書に添付するものとする。
- (支給決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給についての決定をするものとする。

- 2 前項の規定により見舞金の支給を決定したときは、学校災害見舞金支給決定通知書(第2号様式)により学校長に通知するものとする。
- (支給方法)

第8条 見舞金の支給は、学校長を通じて行うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 見舞金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか見舞金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 綾瀬市学校災害見舞金支給要綱 (昭和 5 7 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

支 給 基 準		支 給 額 等
医 療 見 舞 金	負傷又は疾病にかかり、治療のため医療機関に7日以上入院し、又は自宅療養のため20日以上学校を休むとき。	10,000円
	永久歯が歯折したとき。	10,000円
	永久歯が完全に根元から抜けたとき及び折れて抜髄したとき。	35,000円
障 害 見 舞 金	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年10月1日文部科学省令第51号）別表の規定に該当しないが、これに準ずると認められるとき。	治療に要した経費が 400,000円以上のとき 一律150,000円 40,000円以下のとき 一律10,000円 上記以外のとき $150,000円 \div \frac{400,000円}{\text{治療に要した経費}}$

学校災害見舞金支給申請書

綾瀬市教育委員会 殿		第 号 年 月 日
綾瀬市立 学校 学校長 印		
綾瀬市学校災害見舞金支給要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
災害の区分	1 医療 2 障害 3 死亡 4 特別	
被災児童生徒	学年及び学級	年 組
	氏 名	男・女
保護者	住 所	電話（ ）
	氏 名	続 柄
災害発生状況等	傷病名	
	発生日時	年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分ごろ
	発生場所	
	入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	自宅療養期間	年 月 日 ~ 年 月 日
（発生状況又は障害状況等）		

上記のことについて、次のとおり決定してよろしいか。		
決 裁 欄		. .
	起 案	
決定区分 1 支給する。 2 支給しない。	決 済	. .

第2号様式(第7条関係)

学校災害見舞金支給決定通知書

年 月 日

殿

綾瀬市教育委員会

綾瀬市学校災害見舞金支給要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	見舞金を支給する。 見舞金を支給しない。
見舞金の種類	医療見舞金 障害見舞金 死亡見舞金 特別見舞金
支給金額	円
支給しない理由	

備考